

『廃村の研究—山地集落消滅の機構と要因—』出版

～新たなローカル時代創生への示唆、廃村集中発生地・丹後の歴史～

坂口慶治（京都教育大学名誉教授）及び海青社（滋賀県大津市）は、高度経済成長期以降「廃村の巣」となった丹後に焦点を当てた『廃村の研究—産地集落消滅の機構と要因—』を初出版しました。

本書では、廃村化を単なる「過疎」の視点、特殊な孤立現象として捉える従来の視点ではなく、「立地論」の視点、人類の居住地前線（フロンティア）の後退現象として捉え直すとともに、廃村化が「全国画一」に進行したものではなく、丹後の地形的・気候的要因に加え、多品種少量から大量生産へと経済構造が転換する中での丹後の織物業をとりまく環境変化など、複層的な要因による「地域現象」であることを改めて明示しました。

脱炭素社会の構築が急がれる中で、地産地消経済への再注目など新たなローカル時代の創生が希求されており、本研究成果を地域に還元することで、地域振興・産業振興の一助になればと考えています。

記

- 1 書名 『廃村の研究—山地集落消滅の機構と要因—』（2022年5月25日出版）
- 2 著者 京都教育大学名誉教授 坂口慶治
平安女学院大学副学長、龍谷大学文学部特任教授、
びわこ成蹊スポーツ大学特別招聘教授などを歴任
- 3 出版社 海青社（滋賀県大津市日吉台 2-16-4）
- 4 概要等 裏面
- 5 その他 ・京都府立丹後郷土資料館への寄贈（2022年6月）
・移住促進・産業振興関連イベントでの研究発表
（2022年秋頃予定／京都府商工労働観光部ものづくり振興課）



本プレスリリースの問い合わせ先

- ・著者 坂口慶治 tel090-6057-9004
- ・出版社 海青社 tel077-577-2677
- ・協力 京都府商工労働観光部ものづくり振興課 足利 tel075-414-4846

『廃村の研究』（海青社刊）出版の経緯と内容

I. 研究の経緯：京都府立久美浜高校での在職時に昭和 38 年豪雪に遭遇して、自衛隊が孤立した集落の救援に入ったニュースを聞き、その後それらの集落が廃村化していく状況に接して、その現象を「人類の地表占拠」の成立過程の究明を目的とする人文地理学にとって基本的な研究課題であるとみなして、その機構と要因を解明しようとしてきた。

II. 本書の内容：研究地域は丹波山地中流域の旧和知町や源流域の京都市北郊、鈴鹿山地、ヨーロッパ中北部などに及んでいるが、丹後半島での事例研究が中心となっている。その内の特に丹後半島東部山地では平成 2 年までに全面廃村が 54 集落、部分廃村が 12 集落あり、その合計は山地全体の 104 集落の 63.5%に及んでおり、日本全体の中でも特筆すべき廃村の集中的な発生地となっている。また、ここではその発生の時期は明治時代から小学校への通学問題を主たる理由にして始まるが、戦時中の中断を挟んで、戦後の新制中学校への長距離通学問題や朝鮮戦争の特需景気による丹後機業の復興に連動して僻遠の集落で再開し、大集落でも下層部からの挙家離村が始まっている。とくに昭和 30 年以降には薪炭生産が壊滅して集落内の人口圧が急上昇すると共に、神武・岩戸景気の到来によって中学校卒業生のほぼ全員が大都市に就職し、農家経済を担う後継者が一気に失われ、また嫁飢饉を生じて集落崩壊の危機に瀕した。さらに、中学校卒業生が地域産業にとっては「金の卵」となり、安価な主婦・熟年戸主に対する労働力市場が開けると共に、京都からの出機の急増によって、平地の農村部で機業兼業化が進展して遊休農地が増大し、その小作兼業によって離村者の低収入を補うことができるようになって、丹後山地からの離村受容力が大きく拡大した。

その上に、昭和 37 年頃から中学校卒業生の就職先における学歴社会化の進行に直面して急速に高校進学熱が高まり、一斉的に上層部からの離村が生じて部分廃村化が進行し、自壊作用的に全面廃村化に至っている。従って、昭和 38 年豪雪は一般的には廃村化の直接的な原因とみなされているが、それは廃村化の奔流を駄目押ししたに過ぎないことが判明した。そして、昭和 49 年に養蚕農家の保護を目的とした国の生糸一元輸入制度の導入によって国内生糸価格が高騰し、輸入白生地の輸入が増加して、丹後の後染機業が壊滅的な打撃を受けることになって以降には、山地での部分廃村化がほぼ終息することになった。

III. 行政による支援の必要性：丹後半島がこのように廃村の集中的な発生地になったのは、その地形的・地質的・気候的な多様性によるものである。その立地環境は多品種少量生産型の複合経済を営む自給自足の段階では高い集落立地密度を実現したが、それによってもたらされた集落間での規模・生業・社会経済的な階層構造等の著しい相違が、明治以来の画一化・均等化を進める国の行政や大量生産を志向する近代的な経済活動に適合せず、社会的・地域的に疎外されて廃村化してきた経緯があり、そこには苦難の歴史が刻み込まれている。昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されたが、十分な成果を挙げ得ずに今日まで際限のない更改を繰り返している。立地論の問題である廃村が、その法律の中では人口密度論でもって捉えている「過疎」の概念の範疇に包摂されていて、適切な行政対策が講じられておらず、集落の諸特性に応じた一律的ではない社会福祉的な支援の必要性を提言した。